

横芝光町まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町の行政に関する情報提供について、町民の要望に応じて職員を派遣するまちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、町民の町政に対する理解と地域社会への参画を図り、もって町民と町による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができるものは、町内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成する10人以上の団体等（以下「団体等」という。）とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(講座の内容)

第3条 出前講座の内容（以下「講座名」という。）は、講座名を所管する課（以下「講座担当課」という。）からの提案を受け、毎年度町長が調整して作成する。

2 町長は、必要と認める場合は、作成した講座名以外の内容について講座を設けることができる。

3 講座担当課は、毎年2月末日までに翌年度に実施する講座名を町長に提案して承認を得るものとし、その旨を社会文化課へ報告するものとする。ただし、年度の途中で講座名の変更又は追加を提案する場合は、その都度速やかに社会文化課へ報告するものとする。

(開催日、時間及び場所)

第4条 出前講座の開催日及び時間は、原則として12月29日から翌年の

1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間とし、2時間以内とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 出前講座の開催場所は、受講する団体等において設定するものとし、かつ、町内に限るものとする。

(申請)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、講座開催日の20日前までに出前講座受講申込書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、内容について講座担当課と調整の上、速やかに受講承認の可否を決定し、出前講座受講承認・不承認決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に条件を付すことができる。

(受講の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、出前講座の開催を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等に利用するおそれのあるとき。
- (3) 行政批判又は苦情、個別要望等を目的としているとき。
- (4) その他出前講座の目的に反するとき。

(開催の変更又は取消し)

第8条 町長は、不測の事態により職員の派遣が困難になったときは、出前講座の日時等を変更し、又は承認を取り消すことができる。

(変更等の申出)

第9条 申請者は、決定された事項を変更しようとするとき、又は受講を取り消そうとするときは、速やかに出前講座受講変更・取消申出書（別記第3号様式）を町長に提出し、決定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、口頭により申し出ることができる。

(変更等決定通知)

第10条 町長は、前条の規定により出前講座の変更又は取消しを決定したときは、出前講座受講変更・取消決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(受講料等)

第11条 出前講座の受講料は、無料とする。ただし、次に掲げる費用は、申請者の負担とする。

- (1) 施設借上料（備品等に係るものを含む。）
- (2) 原材料等を使用する場合の当該原材料等の購入費
- (3) 使用する資料が有償の場合の当該資料代

2 町は、第8条及び第9条の規定による変更又は取消しの決定を行った場合において、これにより出前講座を受講しようとしていた団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(庶務)

第12条 出前講座の庶務は、社会文化課において処理する。ただし、派遣

に係る事務のうち団体等との調整は、講座担当課において行うものとする

。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める

。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。